

保健福祉課

☎ こども家庭係 (138・139)

大崎町内の子ども食堂へ寄付の贈呈

6月14日(土)、町在住の方から、普段から子どもたちのために頑張っておられる子ども食堂の運営に役立てて欲しいとの思いで、今年で3回目となる寄付をいただき、子ども食堂4団体を代表して、菱田地区「ひまわり食堂」の代表者へ贈呈されました。前回贈呈された寄付は、子ども食堂の運営などに充てられた他、令和6年12月15日(日)開催された「こどもまんなかクリスマス」イベントにて来場者やイベントスタッフへの食事提供に活用されたそうです。

また、今年はグラウンドゴルフ協会からも寄付をいただき、おおさきこども食堂ネットワークの代表者へ贈呈されました。この寄付金は、鹿児島県グラウンド・ゴルフ協会のホールインワン基金からの寄付であり、より多くのホールインワンを出した20市町村でシェアするものです。

現在町では、のがた子ども食堂(野方)、こども食堂いちごちゃん(大丸)、ひまわり食堂(菱田)、こども食堂おおさきッズ(大崎)の4団体が活動しています。栄養のある食事の提供だけでなく、子どもたちの居場所となる場所づくりに役立てて欲しいです。



保健福祉課

☎ こども家庭係 (138・139)

放課後児童健全育成事業補助金について

子どもの居場所づくり及び就労や生活の安定を図るため、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯及び児童扶養手当受給世帯に対し、放課後児童クラブ利用料を助成します。

申請手続き 上半期 (4～9月) 下半期 (10～3月)	大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係(3番窓口)へ直接申請してください。 ※利用している放課後児童クラブでは受け付けていません。 【申請期間：令和7年6月1日から令和8年3月31日まで】 (1) 上半期の補助金申請をする。 (2) 9月に上半期の利用報告 及び 下半期の補助金申請をする。 (3) 3月に下半期の利用報告をする。
必要なもの	(1) 印鑑(シャチハタ不可) ※(1)は上半期、下半期の申請時に同じものを使用します。 (2) 通帳またはキャッシュカードの写し (3) 放課後児童クラブ利用料の払込状況が分かるもの ※(3)は利用報告として4～9月分を9月に、10～3月分を3月に提出してください。
支払方法	申請後1か月以内に、希望する口座へ振り込みます。 ※書類不備等で処理が滞った場合は、この限りではありません。
注意事項	・児童クラブを利用しなくなる場合は、必ず下記へご連絡ください。 ・年度の途中で児童クラブを利用しなくなった場合や、児童クラブの利用料を滞納した場合は、補助金の返還を求めることがあります。